

学校指定品について検討結果報告

所掌事項	学校指定用品に関すること
担当専門部会	生徒指導部会（第2回部会7/8 第3回部会8/26 第4回部会9/11 第5回部会10/28 メーカー選考会11/20）
報告日	令和2年12月16日
	<p>(1)制服の制定について</p> <p>①新設校は制服を制定する。制定する制服は、児童生徒及び保護者の意見を聞きながら機能性、利便性とともな多様な性を前提としたもので考えていく。</p> <p>②制服メーカーの選定については、複数メーカーのプレゼンテーションで選定する。審査は、生徒指導部会及び教育委員会で実施した。</p> <p>11月20日、制服メーカー4社によるプレゼンテーションの結果、菅公学生服(株)に決定した。</p> <p>③新設校の制服は令和3年9月頃に決定する。デザインの決定は、6,7月頃に最終サンプルが完成し、複数サンプルから児童生徒及び保護者の投票で選考する。</p> <p>④新設校の制服は、令和4年度の入学生から着用する。</p> <p>令和4年度2年生、3年生については中谷中学校及び六瀬中学校の制服を着用する。</p> <p>(2)体操服等の指定について</p> <p>①新設校は体操服、短パン、ジャージ上下、帽子、体育館シューズを指定品とする。</p> <p>②体操服等の選定は、複数の販売店から選定する。審査は、生徒指導部会、学校、教育委員会が行う。</p> <p>③新設校の体操服等は、令和4年度の入学生から使用する。</p> <p>令和4年度2年生、3年生については中谷中学校及び六瀬中学校の体操服等を使用する。</p>